修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、修善寺町外３町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条第１項及び第２項の規定に基づき、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員及び監事並びに第11条の規定により会議に出席する者並びに第12 条に基づく小委員会及び第13 条の規定に基づく幹事会に説明又は助言を求められて出席する者（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　協議会委員等の報酬は、日額５，５００円とする。ただし、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町（以下「関係町」という。）その他の地方公共団体の長及び常勤の職員については、これを支給しない。

（費用弁償の額）

第３条　協議会委員等が、協議会の職務を行うために旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。ただし、関係町内の旅行で、４時間を超えた場合の日当の額は、別表に掲げる額の２分の１とし、４時間を超えない場合は支給しない。

（支給方法等）

第４条　前条に定めるもののほか、協議会委員等に支給する旅費については、修善寺町職員の旅費に関する条例（昭和 53 年 3 月 25 日修善寺町条例第 3 号）の規定を準用する。

（委任）

第５条　この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１５年１月２４日から施行する。

別表（第３条関係）

鉄道賃	船　賃	航空賃	車　賃	日　当 （１日につき）	宿　泊　料 （１夜につき）		食卓料 （１夜につき）
					甲地方	乙地方	
実　費	実　費	実　費	実　費	2,200 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円

備考

宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市のうち、財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。